

# 介護支援専門員実務研修 2日目

## 第4章

### 人格の尊重及び権利擁護並びに 介護支援専門員の権利

# 本科目の目的と修得目標

## ■目的

人権と尊厳を支える専門職に求められる姿勢を認識する。また、介護支援専門員としての職業倫理を理解するとともに、日常業務で直面する倫理的課題等を認識する。

## ■修得目標

- ①人権と尊厳を支える専門職として求められる姿勢について説明できる
- ②守秘義務を順守したケアマネジメントの意義・重要性について説明できる。
- ③日常業務において起こり得る倫理的課題に対し向き合うことの重要性について説明できる。
- ④利用者の生活を守るための制度の内容や利用方法について説明できる。
- ⑤人権等を踏まえ、利用者本位のケアマネジメントの重要性について説明できる。
- ⑥倫理に対するチームケアの必要性を判断できる。
- ⑦介護保険制度で求められる利用者のニーズの代弁機能の意義について説明できる。

## 1. 介護支援専門員として備えるべき基本的姿勢

### 介護支援専門員的基本的な姿勢

⇒介護支援専門員としての哲学、倫理、理念につながる。

⇒介護支援専門員の専門職としての価値を決定づける。

## 2. 介護支援専門員の義務等

### (1) 基本的な価値の理解

#### ● 介護支援専門員の基本的な価値

- ① 基本的人権の尊重
- ② 自己決定の尊重
- ③ プライバシーの尊重
- ④ ノーマライゼーションの実現
- ⑤ QOLの向上
- ⑥ 自立の達成
- ⑦ 自己実現の達成

# 介護支援専門員の義務

## (介護保険法第69条34～37)

- 1、公正・誠実な業務遂行義務
- 2、基準遵守義務
- 3、資質向上努力義務(新)
- 4、介護支援専門員証の不正使用の禁止
- 5、名義貸しの禁止
- 6、信用失墜行為の禁止
- 7、秘密保持義務

# 介護支援専門員の資質向上に関する規定について

## 介護保険法 第69条の34(介護支援専門員の義務)

1 介護支援専門員は、その相当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなくてはならない。

2 略

③ 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

※ 平成26年6月18日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく介護保険法一部改正により法第69条の34第3項の規定が新設された。

# 介護支援専門員の義務

第六十九条の三十四 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、**公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。**

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める**基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。**

3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その**資質の向上を図るよう努めなければならない。**

(名義貸しの禁止等)

第六十九条の三十五 介護支援専門員は、介護支援専門員証を**不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。**

(信用失墜行為の禁止)

第六十九条の三十六 介護支援専門員は、介護支援専門員の**信用を傷つけるような行為をしてはならない。**

(秘密保持義務)

第六十九条の三十七 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の**秘密を漏らしてはならない。**介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

## (2) 介護支援専門員としての倫理の理解

### 1) 倫理とは

専門職の倫理—業務を遂行するうえで遵守すべき判断基準。

利用者の利益の優先、個別性の尊重、受容、秘密保持など。

### 2) 介護支援専門員の倫理

- ① 利用者の理解
- ② 倫理の多様性
- ③ 倫理的葛藤の整理



### 3. 倫理綱領

#### (1) 職能団体ごとに規定

##### ● 倫理綱領の機能

- ① 専門職の実践の質の担保
- ② 社会的信用の確保
- ③ 倫理的判断の指針
- ④ 外部規制に対する防備

## (2) 介護支援専門員倫理綱領

- ① 自立支援
- ② 利用者の権利擁護
- ③ 専門的知識と技術の向上
- ④ 公正・中立な立場の堅持
- ⑤ 社会的信頼の確立
- ⑥ 秘密保持
- ⑦ 法令遵守
- ⑧ 説明責任
- ⑨ 苦情への対応
- ⑩ 他の専門職との連携
- ⑪ 地域包括ケアの推進
- ⑫ より良い社会づくりへの貢献

# 日本介護福祉士会倫理綱領

- 1.利用者本位、自立支援
- 2.専門的サービスの提供
- 3.プライバシーの保護
- 4.総合的サービスの提供と積極的な連携、協力
- 5.利用者ニーズの代弁
- 6.地域福祉の推進
- 7.後継者の育成

# 日本看護協会倫理綱領

看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。

看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。

看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。

看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。

看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。

看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。

看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。

看護者は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。

看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者とともに協働して看護を提供する。

看護者は、より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。

看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。

看護者は、より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。

看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。

看護者は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。

看護者は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

# 日本薬剤師会倫理規程

(任務)

第1条 薬剤師は、個人の尊厳の保持と生命の尊重を旨とし、調剤をはじめ、医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活の確保に努める。

(良心と自律)

第2条 薬剤師は、常に自らを律し、良心と愛情をもって職能の発揮に努める。

(法令等の遵守)

第3条 薬剤師は、薬剤師法、薬事法、医療法、健康保険法、その他関連法規に精通し、これら法令等を遵守する。

(生涯研鑽)

第4条 薬剤師は、生涯にわたり高い知識と技能の水準を維持するよう積極的に研鑽するとともに、先人の業績を顕彰し、後進の育成に努める。

(最善尽力義務)

第5条 薬剤師は、医療の担い手として、常に同僚及び他の医療関係者と協力し、医療及び保健、福祉の向上に努め、患者の利益のため職能の最善を尽くす。

(医薬品の安全性等の確保)

第6条 薬剤師は、常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努める。また、医薬品が適正に使用されるよう、調剤及び医薬品の供給に当たり患者等に十分な説明を行う。

(地域医療への貢献)

第7条 薬剤師は、地域医療向上のための施策について、常に率先してその推進に努める。

(職能間の協調)

第8条 薬剤師は、広範にわたる薬剤師職能間の相互協調に努めるとともに、他の関係職能をもつ人々と協力して社会に貢献する。

(秘密の保持)

第9条 薬剤師は、職務上知り得た患者等の秘密を、正当な理由なく漏らさない。

(品位・信用等の維持)

第10条 薬剤師は、その職務遂行にあたって、品位と信用を損なう行為、信義にもとる行為及び医薬品の誤用を招き濫用を助長する行為をしない。

### 1. 守秘義務

職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない  
正当な理由なく個人情報を開示してはいけない

#### (1) 介護保険法上の義務

介護保険法第69条の37 秘密保持義務

#### (2) 運営基準(支援)上の義務

運営基準(支援)23条 秘密保持

### 2. 守秘義務違反に対する措置

#### (1) 守秘義務違反に対する措置

- ・介護支援専門員の登録消除

(法第69条の39第2項第1号)

- ・介護支援専門員に対する罰則(法第205条第2項)

- ・居宅介護支援事業者に対する勧告・命令

(運営基準23条)

- ・居宅介護支援事業者の指定の取消し等(法第84条)

#### (2) 情報開示にあたっての注意

- ・サービス担当者会議等 個人情報提供は必要  
最小限にとどめる

- ・事例検討会や地域ケア会議 特定の個人を識別  
できないように匿名化

1. 介護支援専門員の自己覚知  
介護支援専門員が自身の価値観を自覚することが大切⇒「自己覚知」の重要性
  
2. 自己覚知がなされない場合の対人援助職としての問題
  - (1) 事例1: 本人と介護支援専門員の関係
  - (2) 事例2: 本人・家族と介護支援専門員の関係



### 1. 倫理的な感受性の重要性

(1) 利用者の尊厳の保持

(2) 違和感の共有

### 2. 意思決定が難しい利用者の支援

(1) 利用者の意思決定の支援に必要な心構えと態度  
利用者の意思を軽視したり、誘導したりしない。

(2) 倫理的態度や判断の意識的な実行

本人の理解度に合わせた説明の実行が必要。

### 3. 倫理的な課題に関する事例

- (1) 事例1: ショートステイでのおむつ交換の方法に関する介護支援専門員の介入
- (2) 事例2: 利用者と家族の意見の相違
- (3) 事例3: はじめて介護保険を利用する老夫婦への対応
- (3) 事例4: 介護支援専門員が利用者に提供する情報
  - ①この事例の倫理的な課題
  - ②どのようなことに配慮し、行動すべきか

## 1. 利用者の権利擁護

### (1) 権利擁護の理解と利用者の権利行使支援

権利擁護(アドボカシー)

＝利用者の代弁や弁護を行うこと、支援を通して個人やコミュニティの権利を守ること

### (2) 諸専門職へのはたらきかけ

### (3) 情報の提供と選択肢の提示

介護保険に関する基礎知識の提供

①介護保険制度の構造②国民の努力及び義務

③自己選択権

### (4) 価値観の尊重と利用者本位

### (5) 介護支援とリスクマネジメント

## 2. 苦情への対応

### (1) 苦情の意義

苦情は高齢者の権利を守るうえで重要。

### (2) 苦情対応の効果

①利用者の権利擁護

②事業所のサービスの質の維持と向上

### (3) 苦情に関する関係機関

事業所・保険者・国保連

### (4) 事例：利用者の権利擁護

利用者の権利を守るうえでの課題

## 1. 利用者の権利としての苦情申し立て

### (1) 対等な関係を保つ難しさ

身体機能の低下による自信喪失、サービスを受け  
ることへの引け目など。

### (2) 権利行使を支援

苦情申し立てのしくみ＝利用者側の権利を守る  
ための制度

援助者としての専門的なはたらきかけが求めら  
れる。

## 2. 苦情の申し立てとその解決及び介護支援専門員の役割

### (1) 苦情の受け付け

介護支援専門員、サービス提供事業者、介護保健施設の苦情相談窓口、市町村の介護保険担当課、国民健康保険団体連合会（国保連）

### (2) 国保連の取り組み

国保連＝介護サービスの質の向上に関する調査及び指定事業者への指導・助言（法176条1項3号）

苦情申し立て→実態把握→苦情処理委員会が改善事項を検討→事業者への指導・助言

### (3) 「苦情」になる前のアプローチ

### 3. 「権利擁護」の意味の検討

#### (1) 権利擁護によって「擁護」するもの

「狭義の権利擁護」＝権利侵害からの保護、生活上の基本的なニーズの充足

「広義の権利擁護」＝「本人らしい生活」「本人らしい変化」を支える。

#### (2) 「本人らしい生活」の保障

「本人らしい生活」「本人らしい変化」

自己実現や自己決定の尊重とも深く関係。

出典：岩間伸之「支援困難事例へのアプローチ」メディカルレビュー社

### 4. 権利擁護のための具体的な制度活用

#### (1) 成年後見制度

判断能力が不十分な利用者に成年後見人等を選任。  
権利侵害からの擁護、本人の意思決定や自己決定の支援を含む、生活全般にかかわる制度。

#### (2) 日常生活自立支援事業

都道府県・指定都市社会福祉協議会が主体。  
判断能力が不十分な利用者で、本事業の契約の内容について判断する能力を持つ者が対象。  
日常的金銭管理等、日常生活全般にかかわる援助。



### 4. 権利擁護のための具体的な制度活用

#### (3) 高齢者虐待防止法に基づく対応

2006(平成18)年4月 高齢者虐待防止法施行。

虐待の定義と種類、市町村の責任、養護者支援の必要性が明確に。

※老人福祉法「やむを得ない事由による措置」

### 1. 多職種、他機関と協働する場面での態度

#### (1) 介護支援専門員の機能の説明

「介護支援専門員だからこそ行える専門性」  
介護支援専門員としての機能を自覚

#### (2) ほかの職種の機能の理解

各職種がよりよく連携し、効率的に利用者の自立支援に向けた効果を発揮するようコーディネート。

## 2. チーム・アプローチ

(1) ケアプランとの整合性

(2) 相乗効果の確認

(3) 代弁機能

(4) 利用者の財産、個人情報等の保護

1. 権利擁護のための「代弁」  
「判断能力が不十分な人」の意思の尊重  
代弁によって権利をどのように擁護していくか
  
2. 代弁に求められる技術  
明確な援助観と高度な援助技術が必要。
  - ・本人を「意思ある人」として認識すること
  - ・本人の言葉とやりとりを大切にすること
  - ・援助関係のなかで意思や感情を感受すること
  - ・情報を本人の側から組み立てること
  - ・本人の意思を代弁して媒介すること

出典：岩間伸之「支援困難事例へのアプローチ」メディカルレビュー社

1. 権利を守る覚悟をもつ  
高齢者の尊い人権が守られ続けるよう支援する。
2. 実践を通して学ぶ  
他の職種・機関との連携、専門職の役割・機能等の理解。
3. 自己覚知を深める  
自らの価値観や視点、思考や傾向についての自己覚知を深める。
4. 倫理的な感受性を大切にする。  
感じたことを①自分自身で整理する②他者と共有し意見交換する。